その他告示

○公正取引委員会・消費者庁告示第十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第三十六条第一項の規定に基づき、眼鏡類の表示に関する公正競争規約（昭和六十一年公正取引委員会告示第六号）の一部変更を認定したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年十一月十八日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治
消費者庁長官　堀井奈津子

一　一般社団法人日本メガネ協会（代表理事　風早　昭正）の申請に係る眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部変更を令和七年十月二十八日付けで認定した。

二　規約に係る事業の種類

眼鏡用レンズ、眼鏡用フレーム及び眼鏡の製造業、販売業等

三　規約の内容

別記のとおり変更する。

四　認定の理由

規約の一部変更の内容を検討した結果、当該規約の一部変更は、不当景品類及び不当表示防止法第三十六条第二項各号の認定要件に適合すると認められる。

別記

眼鏡類の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下、変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に変更する。

㈡　変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。

㈢　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第１項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第３条**　（略） ２～８　（略） ９　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に掲げるもの（第１号及び第２号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。 ⑴・⑵　（略） ⑶　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、インターネットその他これらに類似するものによる広告。 （眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示） **第４条**　製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 ⑴　眼鏡用レンズ ア～ウ　（略） エ　頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）、プリズム屈折力及び確認度数 オ～キ　（略） ⑵　眼鏡用フレーム ア～キ　（略） ク　製造業者の名称又は略号 ２　（略） （業務用カタログの必要表示事項） **第５条**　事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。 ⑴　業務用カタログを作成した事業者の名称及び住所 ⑵　（略） ⑶　製造業者の名称等 ア・イ　（略） ⑷・⑸　（略） （店頭等における必要表示事項） **第６条**　販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明瞭に表示しなければならない。ただし、当該表示が第４条に	（目的） **第１条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第１項の規定に基づき、眼鏡、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレーム（以下「眼鏡類」という。）の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。 （定義） **第３条**　（略） ２～８　（略） ９　この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買意欲を促すために行う広告その他の表示であつて次に掲げるもの（第１号及び第２号のうち、店内に表示されるものを除く。）をいう。 ⑴・⑵　（略） ⑶　新聞紙、雑誌その他の出版物、放送その他これらに類似するものによる広告 （眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等の表示） **第４条**　製造業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームの本体等に次に掲げる事項を眼鏡類の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定めるところにより、明りように表示しなければならない。 ⑴　眼鏡用レンズ ア～ウ　（略） エ　頂点屈折力（球面屈折力、円柱屈折力）及びプリズム屈折力 オ～キ　（略） ⑵　眼鏡用フレーム ア～キ　（略） ク　製造業者の氏名、名称又は略号 ２　（略） （業務用カタログの必要表示事項） **第５条**　事業者は、眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについて、業務用カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。 ⑴　業務用カタログを作成した事業者の氏名又は名称及び住所 ⑵　（略） ⑶　製造業者の氏名等 ア・イ　（略） ⑷・⑸　（略） （店頭等における必要表示事項） **第６条**　販売業者は、一般消費者に直接販売するため、店頭等に陳列する眼鏡用レンズ及び眼鏡用フレームについては、当該商品ごとに次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、邦文で明りように表示しなければならない。ただし、当該表示が第４